○汚染土壌処理施設事前協議等フロー

規定とは
前橋市汚染土壌処理施設等の事前協議等に関する規定

法とは
土壌汚染対策法

黄	協議者→市
緑	市→協議者
青	協議者→住民
橙	住民→市

- 事前相談等 — 規定第7条第1項
- 事前協議書の提出 — 規定第7条第1項
- 現地調査 — 規定第8条
- 審査・補正・追加指示 — 規定第7条第2項・第3項
- 広告・縦覧 — 規定第9条
- 関係地域住民への説明会実施 — 規定第10条
- 関係地域住民から意見書提出 — 規定第11条
- 協議者へ意見書を掲示 — 規定第12条
- 協議者への技術指導等 — 規定第13条
- 協議者から見解書の提出 — 規定第14条
  ※市が提出を指示した日から1年以内に提出
- 合意書の取得 — 規定第15条
  ※市が取得を指示した日から2年以内に提出
- 事前協議終了の通知 — 規定第16条
  - ※事前協議を取り下げる場合 → 汚染土壌処理施設設置等協議取下書の提出 規定第17条
- 汚染土壌処理施設等着工届出書の提出 — 規定第18条
- 汚染土壌処理施設等工事完成検査申請書の提出 — 規定第19条第1項
- 完成検査 — 規定第19条
- 汚染土壌処理施設等完成検査合格通知書の通知 — 規定第19条第3項
- 汚染土壌処理業の許可申請書等の提出 — 法第22条第2項、第3項第1号、第6項、法第28条
  規定第20条
  ※事前協議終了通知書の送付を受けた日から2年以内
  ※汚染土壌処理施設等完成検査合格通知書の写しを添付
  - ※事前協議終了通知書を受領後、設置等の事業計画を廃止したとき → 汚染土壌処理施設等設置等事業計画廃止届出書の提出 規定第20条第4項
- ※汚染土壌処理施設等の設置等が積替保管施設の設置である場合
  - 汚染土壌の搬出時の届出書の提出 — 法第16条
    規定第21条
    ※事前協議終了通知書の送付を受けた日から1年以内
- ※協議者が第15条第1項各号(合意書の相手)又は市から生活環境保全協定を締結するよう求められたとき
  - 生活環境保全協定の締結 — 規定第22条第1項
    ※許可申請書等又は運搬届出書を提出するときまでに提出
- ※生活環境保全協定を締結することができなかった場合
  - 生活環境保全協定協議経過報告書の提出 — 規則第22条第4項